

山形県内の国公立高等学校等へ在学している方へ 令和8年度「奨学のための給付金」申請のご案内 (返還不要の給付金です)

山形県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす方に**返還不要**の「奨学のための給付金」を支給します。支給を受けるには、下記要件に該当することを確認のうえ申請してください。

1 支給要件

- (1) 保護者等が山形県内に在住していること。
 - (2) 高校生等が就学支援金等(※1)の対象者であること。
※ 就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
 - (3) 基準日(令和8年7月1日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
 - (4) 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 生活保護(生業扶助)受給世帯
生業扶助の高等学校等就学費を受給していない場合は②の非課税世帯扱いとなります。
 - ② 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税世帯
 - ③ 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯
 - ④ 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が182,500円未満の世帯
- ・給与所得のある方は、6月頃に勤務先から配られる「特別徴収税額決定通知書」により所得割額を確認することができます。
 - ・特別徴収税額決定通知書がない場合は、市町村が発行する課税証明書または納税通知書により所得割額を確認することができます。確定申告をしていない、海外に住んでいた、などの理由により、市町村が課税証明書を発行できない場合は、本給付金を申請することができません。

2 給付額

区分	全日制／定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円
非課税世帯	143,700円	50,500円
所得割の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯	47,900円	16,830円
所得割の合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯	35,930円	12,630円

令和8年度から対象拡大

3 提出書類

提出書類		区 分		
		生活保護 受給世帯	非課税	所得割 182,500 円未満
①	高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）	○	○	○
②	生徒本人の国籍の確認書類 【例】住民票の写し（原本）※、在留カードの写し（申請日以前6か月以内のものに限る）等 ※ 申請日以前6か月以内のものに限る	○	○	○
③	口座振替申出書（様式第2号） ・原則、申請者と同じ口座を指定してください。 ・通帳の写しを添付してください。 （口座番号、口座名義（カナ）、金融機関、本支店名が確認できるページ）	○	○	○
④	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号） 市にお住まいの方は市役所に、町村にお住まいの方は県の総合支庁に様式をご持参の上、作成を依頼してください。令和8年7月1日現在の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書の提出も可能です。	○		
⑤	いずれかを保護者全員分 （控除対象配偶者になっている場合も提出が必要です。） ・特別徴収税額の決定通知書（写し） ・納税通知書（写し） ・課税（非課税）証明書（原本又は写し） 親権者等がない場合で、主たる生計維持者1名（例：祖父、叔父など）の収入により生計を維持している場合には、証明書等の他に、生徒の生計を維持していることが確認できる書類（扶養誓約書）も提出してください。		○	○
⑥	在学証明書（様式第3号）	○	○	○

（注）災害等による制服の再購入の場合は高校教育課までお問い合わせください。

提出先

申請書類は郵送によりご提出ください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当

4 申請受付期間

令和8年11月30日（月）まで **必着**

5 審査結果と支給時期

審査の完了後、交付（不交付）決定通知書を送付します。交付が決定した場合、申請から3か月後を目途として、上記「③口座振替申出書」に記載の口座に振り込みます。

7 奨学のための給付金 Q&A

Q1 生徒は山形県内の高校に在学していますが、両親（保護者等）は他県在住です。山形県から給付を受けることができますか？

A1 給付金は保護者等がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

Q2 父親が県外、母親と生徒は山形県に住んでいます。申請は山形県にしてもよいですか？

A2 世帯の生活の本拠地が山形県である場合は、山形県に申請してください。

Q3 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？

A3 奨学のための給付金は、保護者等全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。

ただし、令和8年7月1日現在で、一方の保護者等が県内に住所を有し、保護者等全員の令和8年度都道府県民税所得割及び市区町村税所得割が182,500円未満と証明できれば対象となります。

Q4 所得割が182,500円未満であることは、どうしたらわかりますか？

A4 お勤めの会社等から渡される特別徴収税額通知書や、お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書で確認することができます。これらの書類をお持ちでない場合は、令和8年1月1日時点にお住まいの区市役所・町村役場等で令和8年度住民税（非）課税証明書を発行、確認してください。

Q5 事情があり親権者全員の課税証明書等が提出できません。どうしたらよいですか？

A5 生徒の教育費負担を求めることが困難であると認められる保護者等については、所得割の確認が不要となっています。お話をお聞きした上で提出書類をご案内しますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お 問 い 合 わ せ

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当

☎ 023-630-2513

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く。）9時～17時）